

建築・設計・不動産関係の事業者の皆さまへ

令和6年2月1日から

建築確認の法令解釈等に関する相談の 予約制・窓口対応時間変更について

窓口利用される事業者の皆さまの待ち時間の軽減や利便性向上のため、令和6年2月1日から、「建築確認申請・計画通知の法令解釈や建築許認可（接道許可を除く）」に関するご相談のうち、「時間を要するもの」については、原則、予約制といたします。これに伴い、午後の窓口対応は、事前予約された方に限定させていただきます。ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

【予約制について】

上記のご相談のうち、概ね15分以上の対応時間を要するものは、原則、予約制といたします。下記【予約・問合せ先】まで、電子メールや電話にて事前予約をお願いします。

予約時間は午後1回30分以内を目安としますが、午前中をご希望の場合や30分以上かかる場合には、ご相談ください。なお、建築確認申請を指定確認検査機関に申請予定の方のご相談は、指定確認検査機関をお願いします。

【窓口対応時間の変更について】

上記のご相談については、時間を要しない自由来庁の方を午前中とし、午後は事前予約された方に限定させていただきます。

なお、自由来庁の方で15分以上の対応時間を要した場合は、窓口混雑緩和のため、相談内容をお聞きし、後日の回答とさせていただく場合があります。また、時間を要しない相談で午後をご希望の場合には、事前予約していただきますようお願いいたします。

窓口対応時間	相談できる方
8:30~12:00	自由来庁の方
13:00~17:00	事前予約された方

※申請・届出の受付及び一般の市民の皆さまの窓口相談については、これまでと変更ありません。

※12:00~13:00は、職員数が減るため、相談のご来庁はお控えください。

【変更する窓口】

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階
建築行政課 建築審査係 窓口番号 8番・9番

【予約・問合せ先】

新潟市建築部建築行政課 建築審査係 メール：kenchiku@city.niigata.lg.jp
電話：025-226-2849